

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="199 485 293 512">附 則</p> <p data-bbox="159 531 813 563">（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p data-bbox="118 580 1108 852">第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p data-bbox="118 869 1108 1433">2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」とする。</p>	<p data-bbox="1207 485 1301 512">附 則</p> <p data-bbox="1167 531 1821 563">（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p data-bbox="1126 580 2116 852">第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p data-bbox="1126 869 2116 1433">2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年）」とする。</p>

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成24年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第16項の政令で定めるものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第16項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の一部

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成26年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第14項の政令で定めるものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条第14項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の一部

分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第16項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条の4第5項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条の4第5項の政令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第5項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準す

分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第14項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅(法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。)1戸について(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準す

る価格によって決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に第64条の2第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあっては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 警戒区域設定指示(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示に係

る価格によって決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に第64条の2第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあっては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

2・3 [略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下「原子力発電所の事故」という。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項又は第5項の規定により原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第24条の2の4第1項において同じ。)が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げ

警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第5項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警

戒指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第3項又は第5項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第24条の2の4第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条において「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第5項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

6 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域

戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の法附則第51条第6項の政令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

（自動車取得税の税率の特例）

第24条の2 [略]

2 第8項第1号、第2号若しくは第3号イに掲げる軽油自動車又は附則第24条の2の3第1項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の法附則第51条第6項の政令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

（自動車取得税の税率の特例）

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次項及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3第7項において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該

当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2の2第2項第4号イ(1)の総務省令で定めるもの（以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号イの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。



(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)の総務省令で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第24条の2の3において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第1号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2の3第3項第1号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ハの総務省令で定めるもの

の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の3第3項第1号ハの総務省令に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 附則第24条の2の3第2項に規定する第二種省エネルギー自動車

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハの総務省令で定めるもの



一消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の2の3第5項の総務省令に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第5項第1号の総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同項第1号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第5項第2号の総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の3第6項の総務省令に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は

、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の3第7項の総務省令に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の2の3第7項の総務省令に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

（1） 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第7項第1号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第7項第1号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じ

て得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第7項第2号の総務省令に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第7項第2号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であって初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項又は附則第24条の2の3第1項若しくは第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日）までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号又は第3号イに掲げる軽油自動車にあつては100分の1を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第3号アに掲げる軽油自動車にあつては100分の0.5をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第8項第1号の総務省令に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第8項第2号の総務省令に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令に規定するもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の3第8項第3号イの総務省令に規定するもの（以下この号において「平成21年輕油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年輕油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の2の3第8項第3号ロの総務省令に規定するもの

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第24条の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の2の5第1項第1号の総務省令に規定するもの（以下この項及び次項におい

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）



て「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない  
もので同号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、  
エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物  
の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの  
で法附則第12条の2の5第1項第2号の総務省令に規定するもの

(2) 法附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動  
車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令  
で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収す  
る機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第  
2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号  
の総務省令で定めるものをいう。第6号、次項第2号及び第3項第2号に  
おいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能  
を備えているもので法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定  
めるものをいう。）

(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号（同条第3項において読み替えて  
準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

(5) 法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車

(6) 法附則第12条の2の2第2項第5号ハに掲げる軽油自動車（電力併用  
自動車に限る。）

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）  
で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第  
86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに  
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円  
を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項第1号（同条第4項において読み替えて準用す  
る場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第24条の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の2の5第2項第1号の総務省令に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので法附則第12条の2の5第2項第2号の総務省令に規定するもの

(2) 附則第24条の2第2項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第3項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

(2) 附則第24条の2第3項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の5第4項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第6項第1

号において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び第6項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法附則第12条の2の5第4項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法附則第12条の2の5第5項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の附則第24条の2の3第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第5項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(法附則第12条の2の5第6項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた

自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第6項第2号の総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック（法附則第12条の2の5第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超えるトラック（法附則第12条の2の5第7項第1号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で同項第1号の総務省令で定めるものに適合するもの

(2) 車両総重量が13トンを超えるトラック（法附則第12条の2の5第7項第2号の総務省令で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの

8 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の5第8項の総務省令に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

3 前2項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の5第3項の総務省令に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 警戒区域設定指示区域内の第84条第1項の自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。)の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者(第85条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主)その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

## 2 [略]

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成24年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。)内の第84条第1項の自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者(第85条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主)その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

## 2 [略]

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成27年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免

税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)～(5) [略]

2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「平成24年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。））、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車（同条第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）及び同項の総務省令で定めるもの並びに一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)～(5) [略]

2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「平成27年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号及び第3項第1号において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第2号及び第3項第2号において同じ。））、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車（同条第1項の総務省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）及び同項の総務省令で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びに一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて平成11年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたものの新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたものの新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車があつて平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車があつて平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」と

次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたものの新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたものの新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車があつて平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車があつて平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項第2号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基

いう。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第3項第2号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの(以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項第2号ロの総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同号の総務省令で定めるものをいう。)

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率(次項及び第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同号の総務省令で定めるもの(次項及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない

準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同項第2号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号ロの総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率(次項第4号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定



いもので同号の総務省令で定めるもの

[略]

[略]

3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車  
が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた  
場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4  
月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつ  
ては平成22年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に  
定める税率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガ  
ス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス  
軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので法附  
則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然  
ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガ  
ス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法

める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定め  
るもの（次項第4号及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限  
度」という。）の4分の1を超えないもので同条第3項第4号の総務省令  
で定めるもの

[略]

[略]

3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車  
が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受け  
た場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4  
月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつ  
ては平成26年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に  
定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年  
10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平  
成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保  
安基準で法附則第12条の3第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下こ  
の号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒  
素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の  
10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令で定めるもの

附則第12条の3第4項第2号口の総務省令で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるもの

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるもの（前項の規定を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては、平成22年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第4号の総務省令で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

[略]

5 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の3第6項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」

という。)に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第2項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合においては、同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

3 対象区域内自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合においては、同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

3 対象区域内自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同項に規定する自動車でなかったものとみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の岩手県県税条例(以下「旧条例」という。)附則第23条の3第4項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 3 旧条例附則第23条の3第5項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 旧条例附則第23条の3第6項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 2 旧条例附則第24条の2の4第1項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第25条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 2 旧条例附則第25条の2第1項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。
- 3 旧条例附則第25条の2第3項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(総務大臣が改正法の施行の日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)

第5条 総務大臣が地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「改正法」という。）の施行の日以後最初に指定して公示した新条例附則第23条の3第4項に規定する居住困難区域（以下この項において「居住困難区域」という。）は、同条第4項から第6項までの規定の適用については、平成23年3月11日から居住困難区域であったものとみなす。この場合において、同条第4項中「当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日」とあるのは「同日」と、同条第5項及び第6項の規定中「居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該」とあるのは「平成23年3月11日において」とする。

- 2 総務大臣が改正法の施行の日以後最初に指定して公示した新条例附則第24条の2の4第1項に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「自動車持出困難区域」という。）は、同条第1項並びに新条例附則第25条の2第1項及び第3項の規定の適用については、平成23年3月11日から自動車持出困難区域であったものとみなす。この場合において、新条例附則第24条の2の4第1項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日」とあるのは「平成23年3月11日」と、新条例附則第25条の2第1項中「附則第24条の2の4第1項」とあるのは「岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成24年岩手県条例第52号）附則第5条第2項の規定により読み替えて適用される附則第24条の2の4第1項」と、「平成24年度分及び平成25年度分」とあるのは「平成23年度から平成25年度までの各年度分」と、同条第3項中「当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。